

◎新潟県告示第537号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成27年3月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-（2，5-ジメトキシ-4-プロピルフェニル）エタンアミン（通称名2C-P）及びその塩類
- (2) 2-（2，5-ジメトキシ-4-メチルフェニル）-N-（2-メトキシベンジル）エタンアミン（通称名25D-NBOMe）及びその塩類
- (3) 4-ヒドロキシ-N-イソプロピル-N-メチルトリプタミン（通称名4-OH-MIPT）及びその塩類
- (4) 4-アセトキシ-N-イソプロピル-N-メチルトリプタミン（通称名4-AcO-MIPT）及びその塩類
- (5) [5-（3-フルオロフェニル）-1-ペンチル-1H-ピロール-3-イル]（ナフトレン-1-イル）メタノン（通称名JWH-368）及びその塩類
- (6) ナフトレン-1-イル（1-ペンチル-5-フェニル-1H-ピロール-3-イル）メタノン（通称名JWH-145）及びその塩類
- (7) N-ベンジル-1-（5-フルオロペンチル）-1H-インドール-3-カルボキサミド（通称名5F-SDB-006）及びその塩類
- (8) 5-クロロ-3-エチル-N-[4-（ピペリジン-1-イル）フェネチル]-1H-インドール-2-カルボキサミド（通称名Org27569）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成27年3月31日